

## 児童福祉施設

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>第1 適切な入所者支援の確保</p> <p>1 入所者支援の充実</p>	<p>施設入所者への支援等について、児童の保護者等及び関係機関（児童相談所・福祉事務所等）との連絡調整が図られているか。</p> <p>【児童入所施設】</p> <p>(1) 子ども一人一人の権利を尊重し、その意見や訴えをくみ取る仕組みが設けられているか。</p> <p>(2) 被措置児童等虐待（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待等）防止に向けての取り組みが行われているか。</p> <p>(3) 個々の子どもの特性に応じた支援を行うための専門的知識や援助技術の習得など職員の資質向上に努めているか。</p> <p>(4) 施設長が子どもの権利擁護や子どもの指導、職員の管理、危機管理に関して十分な見識を有し、適切に指導・監督ができているか。</p> <p>(5) 子どもの生命を守り、安全を確保するために、事件や事故防止、健康管理に関して必要な措置が講じられているか。</p> <p>(6) 個々の子どもの特性や家族状況に応じた生活指導、職業指導、家庭復帰又は自立支援に向けた適切な指導・援助が行われているか。</p> <p>(7) 子どもの指導・援助の際に、必要に応じ児童相談所等関係機関との連携が適切に行われているか。</p> <p>(8) 子どもに係る給付金として支払を受けた金銭の管理が適切に行われているか。</p> <p>【保育所】</p> <p>(1) 開所・閉所時間、保育時間、開設日数が適切に設けられているか。</p> <p>(2) 入所児童の年齢制限を行っていないか。</p> <p>(3) <u>保育所保育指針に規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項を踏まえ、各保育所の実情に応じて適切な保育が行われているか。</u></p> <p><u>ア 保育課程を編成し、それに基づく指導計画が作成されているか。</u></p> <p><u>イ 保育の記録や自己評価に基づいて、保育所児童保育要録が作成されているか。また、児童の就学に際し、小学校への送付が行われているか。</u></p> <p><u>ウ 保護者との連絡を適切に行い、家庭との連携を図るように</u></p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p><u>努めているか。</u></p> <p><u>エ 職員及び保育所の課題を踏まえた研修が計画的に実施されているか。</u></p> <p>(4) 定員を超えて私的契約児を入所させていないか。</p> <p><u>(5) 安全計画の策定を含め、事故発生の防止のための指針の整備等、事故発生の防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。</u></p> <p><u>特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中、送迎等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、以下の対策を講じているか。</u></p> <p><u>ア 睡眠中の窒息リスクの除去として、医学的な理由で医師からうつぶせ寝を勧められている場合以外は、仰向きに寝かせるなど寝かせ方に配慮すること、児童を一人にしないこと、安全な睡眠環境を整えているか。</u></p> <p><u>イ プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。</u></p> <p><u>ウ 児童の食事に関する情報（咀嚼や嚥下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴など）や当日の子ども健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去しているか。</u></p> <p><u>また、食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応しているか。</u></p> <p><u>エ 児童の通園、園外における学習のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を適切に確認しているか。</u></p> <p><u>通園のための自動車の運行については、「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」（令和4年12月20日国土交通省 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の仕様に関するガイドラインを検討するワーキンググループ）に適合する児童の見落としを防止する装置を装備し、これを用いて児童の所在を適切に確認しているか。（当該装置の装備が義務付けられている場合に限る。）</u></p> <p><u>オ 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについての、保育士等による保育室内及び園庭内の点検を、定期的実施しているか。</u></p> <p><u>カ 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか。</u></p> <p><u>キ 事故発生時には速やかに当該事実を都道府県知事等に報告しているか。</u></p> <p><u>(6) 保育所の職員による、障害児を含む児童に対する虐待等の未然防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。</u></p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>第2 児童福祉施設運営の適正実施の確保</p>	<p><u>(7) 保育所における死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合には、検証結果を踏まえた再発防止の措置を講じているか。</u></p> <p>【共通事項】</p> <p>(1) 健康診断の実施、結果の記録及び保管が適切に行われているか。</p> <p><u>(2) 乳幼児突然死症候群の防止に努めるなど、事故防止対策を講じているか。</u></p> <p>(3) 給食材料が適切に用意され、保管されているか。</p> <p>(4) 給食日誌の記録及び脱脂粉乳の受払記録が適正に行われているか。</p> <p>(5) 3歳未満児に対する献立、調理（離乳食等）、食事の環境などについての配慮がされているか。</p> <p><u>(6) 食中毒対策が適切に行われているか。</u></p> <p>(7) 調理の業務委託が行われている場合、契約内容等が遵守されているか。</p> <p><u>(8) 子どもの状態を観察し、不適切な養育等の発見に努めるとともに、必要に応じて関係機関との連携を図っているか。</u></p>
<p>1 施設の運営管理体制の確立</p>	<p>措置費等を財源に運営する児童福祉施設の経理事務は、適切に事務処理され、措置費等が適正に使われているか。</p> <p>(1) 予算及び補正予算の編成の時期と積算は適切に行われているか。</p> <p>(2) 会計経理が適切に行われているか。</p> <p>ア 措置費等の請求金額が適正に行われているか。</p> <p>イ 事業費と事務費の流用が適正に行われているか。</p> <p>ウ 利用者負担金（職員給食費等＝共通事項）・（延長保育、一時保育利用料、私的契約児利用料＝保育所）が適正な額となっているか。</p> <p>エ 他の会計間の貸借が適正に行われているか。</p> <p>オ 現金、預金等の保管が適切に行われているか。</p> <p>カ 内部牽制体制が確立され、適正に機能しているか。</p>
<p>2 必要な職員確保と職員処遇の充実</p>	<p>(1) 通勤・住宅手当等の各種手当が規定され、適正に支払われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
3 防災対策の充実強化	<p>(2) 労働基準法第24条・第36条の労使の協定が締結され、労働基準監督署へ提出されているか。</p> <p>(3) 職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。  ア 職員の計画的な採用に努めているか。  イ 労働条件の改善等に配慮し、定着促進及び離職防止に努めているか。</p> <p>(1) 非常時の避難設備（階段、避難器具）が整備され、点検されているか。</p> <p>(2) 防犯について配慮されているか。</p>

注) 児童福祉施設に対する一般指導監査では、直近の事案を踏まえ、「児童福祉行政指導監査事項」のうち、二重線が引かれている項目を、より優先的かつ重点的に確認する。